

船橋市社会福祉法人認可・社会福祉施設整備等審査会設置運営要綱

(設置)

第1条 この要綱は、社会福祉法人（以下「法人」という。）の設立及び法人による社会福祉施設等の施設整備について、適格性、必要性等を総合的に審査するため船橋市社会福祉法人認可・社会福祉施設整備等審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審査会は、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 法人の設立の認可に係る事項
- (2) 国が定める社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱（平成17年10月5日付け厚生労働省発社援第1005003号）の規定による国庫補助金を受けて整備しようとする社会福祉施設等の施設整備に係る事項
- (3) 民間公益補助事業の対象施設となる社会福祉施設等の施設整備に係る事項
- (4) 第2号及び前号に掲げるもののほか、同号に掲げる施設整備と同規模の社会福祉施設等の施設整備であって、合議制による審査が必要とされるものに係る事項
- (5) 法人の設立又は施設整備に係る資金計画に関する事項
- (6) 独立行政法人福祉医療機構等からの借入金及び法人の基本財産等の担保に係る事項
- (7) その他法人の設立及び施設整備に関し必要があると認める事項

2 前項第2号から第4号までに掲げる事項を審査する場合には、当該施設整備に伴って行う設備整備についても審査をするものとする。ただし、設備整備のみを行う場合については、この審査会における審査は必要としない。

(審査基準)

第3条 前条の規定による審査に当たっては、次に掲げる基準により行うものとする。

- (1) 関係法令及び厚生労働省通知
- (2) 別に定める社会福祉法人等審査基準
- (3) 施設の入所、通所対象者の状況
- (4) 施設の地域的配置状況
- (5) 各種計画等に基づく施設整備計画
- (6) 事業所管課の長の意見
- (7) その他個別的事情

(組織)

第4条 審査会は、別表に掲げる職にある者（以下「委員」という。）をもって組織する。

(会長及び副会長)

第5条 審査会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、健康福祉局長をもって充てる。
- 3 副会長は、福祉サービス部長をもって充てる。
- 4 会長は、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会は、会長が招集し、会議の議長となる。ただし、急を要するもの又は軽易なものについては、回議により審査することができる。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(変更)

第7条 第2条の規定による審査において法人の設立、施設整備等を認めた後に、審査事項に変更が生じたときは、その内容について、関係のある課の合議を経て、市長の承認を受けなければならない。ただし、軽易な変更については、この限りでない。

- 2 前条の規定は、前項本文の変更について準用する。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、福祉サービス部指導監査課において処理する。ただし、審査会に提案する資料は、所管課が作成する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１５年５月８日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１６年１０月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１７年６月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２０年１１月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成２７年１０月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表（第４条関係）

健康福祉局長
福祉サービス部長
高齢者福祉部長
こども家庭部長
地域子育て部長
道路部長
下水道部長
建築部長
企画財政部長